

長野市農業委員会 第 23 回総会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 12 月 27 日 (月)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 38 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一 8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男
10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子
13 番 北村 守 14 番 中島 清 15 番 林部 安壽
16 番 羽田 悟 17 番 中澤 澄夫 18 番 関 正和
19 番 吉原 俊夫 20 番 松田 光平 21 番 酒井 昌之
22 番 塚田 厚 23 番 和田 修 24 番 北原 幸平
25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹兼事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 大前 健 係 長 西澤 忠
主 査 駒村貴久美
農業政策課
主 査 豊田 浩二
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 205 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 206 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 207 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 208 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 209 号 非農地決定について
報告第 93 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取り下げについて
報告第 94 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 95 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 96 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 204 号 農地等利最適化推進施策に関する意見書について
議案第 210 号 長野市国民健康保険運営協議会委員候補者の推薦について

曾根会長代理 先日、塩尻市でトヨタ自動車の改善方式という講習会に参加する機会がありまして、参加してきましたのですが、トヨタ自動車の農業関係のアグリ部門ということで積極的に取組がされています。あまり知られてないのですがトヨタ自動車本社から2名の方が見えまして、約10人の参加者だったのですが細かな話がありました。どんな話かといいますと、トヨタ自動車の生産方式を農業経営に取り入れるということです。稲作、果樹、畜産等色々あるのですがトヨタの生産方式を農業経営に入れていくという内容でした。どんな内容かということですが、必要なものを必要なときに必要なだけつくる。または運ぶというのがトヨタ自動車のメインだそうです。三日間あったのですが、5点ほどにまとめますと、整理整頓の4S運動の徹底が1点です。例えば農業用倉庫やトラクター、コンバインの整理。それから2点目に作業における作業ロス無くすということで農作業の無駄な動きをやめるというようなことがありました。例えば畑に行ったけど、物を忘れて取りに帰ることはやめましょうということです。それから、3点目には収益を上げるにはどうしたら良いかということですが、価格を上げないで原価の低減をする。余計なものを買わないとか、そういった話がありました。それから4点目には、作業の安全、これがメインだったのですが、ハインリッヒの法則の話があって、300のヒヤリがあって、29の怪我があり、1つの大事故があるということで、特に農業関係はトラクターの事故が多いので安全作業はきっちりやってくださいという話でした。そして最後5点目にすべての作業員が作業工程を把握していることが大切とのことでした。誰が何をしているかわからないということではなくて全員が作業の工程がわかる。そんなことだそうです。三日間の講習会だったのですが内容としてはかなり新鮮な会になりました。また県としても農業に生かしていくということもありますので、参考にさせていただきたいと思います。

さて、第23回の総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和ですが、通常ですと委員の皆さんにご唱和いただくのですが、新型コロナウイルス感染対策のために、私が農業委員会憲章を読み上げますので委員の皆さんは着席のまま黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ただ今から、第23回総会を開催いたします。お手元に、総会次第及び資料を用意してありますので、ご確認をいただきたいと思います。本日の総会につきまして、現在の出席委員は、在

任委員 25 名中 25 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青 木 会 長

皆さん、こんにちは。今年も最後の総会となりました。雪中ご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。昨夜、NHK の大河ドラマ「青天を衝け」最終回を見まして、いよいよ今年も終わりかなということで、時の流れの速さを感じました。

12 月に入り大きなことが、いくつかありました。その一つが、活動の仲間を失ったということです。信州新町担当の●●推進委員が今年の後半から体調を崩され、床に就いておられましたが、今月 11 日、帰らぬ人になりました。彼の性格から考えますに、69 年の命は、●●さん自身もやり残した無念さが多くあったことと推察をいたします。若いときから地元の信州新町の農業振興一筋に活躍され、農業委員をはじめ、各農業団体の創設やまとめ役に当たり、多くの仲間や後輩を育ててきました。この遺志を大切に、推進委員のご冥福をお祈りいたしまして、黙とうを行いたいと思いますので、ご起立し、ご冥福をお祈りします。それでは黙とう。

(黙とう)

青 木 会 長

黙とうを終わります。ありがとうございます。ご着席ください。続きまして、最近の動きについて、私のほうからご報告を申し上げます。去る 12 月 13 日、午後、私と曾根代理の 2 人で、荻原新市長に表敬訪問をさせていただきました。内容につきましては、就任のごあいさつ、それから、現農業委員の体制と課題、長野市農業の諸課題等々について、意見交換をさせていただきました。さらに、2 月に予定しております意見書の提出を含む懇談会等々について、農業委員会としても準備をきちっとしていくのでよろしく申し上げますということで、初めての新市長と非常に有意義に懇談できました。まずもってご報告申し上げます。

それから、11 月 16 日の県大会にご参集いただきましてありがとうございます。そこで議決されました要請内容をもって、今月の 13 日に長野県知事の阿部知事さん、それから、20 の日に、県議の宮本県議会議長さんに直接、この要請内容をお渡しし、私の立場でご説明をさせていただき、ご協力を求めたところでございます。要請内容につきましては、農地のつぶやきの内容で見ただけであればいいことですが、とりわけ、阿部知事さんのほうから、特に、当長野県の農業については、長野県の大黒柱であるということから、特に、これから、スマート農業等々含めた新技術も含めて、積極的に取り組んで

いきたいとおっしゃられていました。とりわけ農業委員につきましましては、県下各地で活躍していただいているということで、敬意と感謝を申し上げますというお言葉をいただきました。また、県議会の宮本議長さん、それから、女性の清水副議長さんも同席されまして、具体的な形でお話もさせていただきました。特に、農業委員会の、いわゆる近代化という面でのOA化だとか、それから、女性の農業委員の登用だとか、いつくかございました。それについても、お話をさせていただき、理解を求めたところでもあります。

それから、同じく12月18日でございますけれども、この会議でも皆さまがたにお諮りをしましたけれども、北信の15市町村農業委員長が全員そろって、県選出の国会議員さんに私どもの要請する内容の要請文の提出に併せて意見交換会をしました。ご承知のとおり、この北信からは1区、2区で、計6名の国会議員さんが顔を見せていただきました。全員の方でございます。当然、私ども農業委員会側も北信地区の全部で15市町村の農業委員長、全員そろっていただきまして、具体的な内容といたしましては、一つは就農支援の充実と予算の確保ということで、須坂市のほうから出されました。それから、二つ目は農地基盤整備の事業の積極的な活用ということで、これは私のほうから、体験も含めて、もっと幅広く活用するような政治的状況を整備してくれという話。それから、三つ目は台風19号による千曲川の大水害もあった訳ですけれども、その対策の一環で今、国は遊水池の確保を進めています。長野市も篠ノ井の塩崎の地点に遊水池の計画がございますけれども、このことを含めて、中野市の農業委員会のほうから、具体的な国の施策についての姿勢を正したということです。それから四つ目は、私どもの隣接しております小川村さんのほうから、過疎農山村地域における農地維持対策ということで、小川村さんもいろいろとやっておられますが、非常に、先を考えると厳しい環境であるということ等々も含めて、議論をさせていただきました。それぞれ議員の先生がたのお立場も違いますが、今回だけの会議にとどまらず、協力していただけるという約束をしていただきました。

それから、お米につきましましては、ここに書いてある在庫が増えてきているということで、来年の生産については、今から生産調整あるかないかを含めて、それから、県のほうから各市町村に調整をお願いしたいというようなことを県のほうから説明がありました。

最後ですけれども、コロナ禍での2年目の農業委員会活動で

すが、今年は異常気象もありました。委員会活動も、人・農地プランの実質化の地域への展開、それから、長野市の農業振興条例の改定の作業、それから、活動記録の見える化等々、一步一步、前進はしたというふうに思っていますし、地域の農業振興、農地の最適化推進活動にも大きく寄与できたなというふうに確信をしております。荒廃農地率も増加率が抑えられてきたのかなというのも、私なりの見立てでございます。来たる令和4年も、自信を持って、地域に向かっての活動を推進していきたいというふうに思っております。

最後に、活動を支えていただきました委員、推進委員の皆さん、そして、事務局職員の皆さんに厚く御礼申し上げます。さらに、お互いに明るい令和4年を迎えられることを祈念しまして、挨拶といたします。どうもありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、市川事務局長よりご挨拶をお願いします。

市川事務局長 どうも、こんにちは。事務局の市川でございます。本日はご多忙の中、第23回長野市農業委員会総会、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日、令和3年、最後の総会ということになります。今年は日々、コロナの感染状況を注視しながらの1年間ということでございましたが、委員の皆さまには大変お疲れさまでございました。

ここで、年が明けますと、1月末の合同研修会をはじめ、農政懇談会と行事予定が入ってきております。新たな変異株の動向は気に掛かるところではございますけれども、感染防止対策を講じた上で、実施に向けた準備を事務局としても進めてまいりたいと考えております。

年末にあたりまして、委員の皆さまの1年間のご労苦に感謝を申し上げますとともに、来年も引き続き、ご健勝にて公私ともに良い1年になりますよう、ご祈念を申し上げますところでございます。

本日の会議事項は農地法関係と議案が7件、報告案件4件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をいただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただくことをお許しいたきまして、進めさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、スムーズな議事進行ができますよう、委員各位のご協

力をお願い申し上げます。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 21 番 酒井昌之委員と議席番号 24 番 北原幸平委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとのお申し出はありませんが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の家族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者等となっている方がございましたら、お申し出ください。ありませんね。

【該当者なし】

議 長 なしということを確認いたしました。次に、議案の訂正等の報告を、事務局よりお願いいたします。

大 前 係 長 事務局の大前です。それでは、私から議案の訂正事項についてご報告申し上げます。お手元の訂正票をご覧ください。農地法議案となります。11 ページ、議案第 209 号 非農地決定一覧表のうち、番号 3 の地番の欄でございます。地番が欠落しておりましたので、1679 が加筆となります。農地法等議案の訂正は以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。農地法等に関する事項についての審議を行います。議案第 205 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹 下 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 事務局の竹下でございます。始めに、本日の資料でございますけれども、農地法の議案に係る本冊と農振除外等に係る意見聴取についての別冊がございますので、よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第 205 号 農地法等第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。第 23 回総会農地法等議案の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 5 ページの 16 番までの 16 件でございます。内容は、所有権移転案件が 15 件、使用貸借権設定案件が 1 件となります。申請案件の内容につきましては、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがある場合等、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- す。
- 議 長 　ただ今、事務局から説明がありました本事案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。始めに、北部地区調査会長から、1番から5番、お願いいたします。
- 関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。1番から5番の5件について検討しました。地域との調和要件等、支障が生じるおそれがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、6番、7番、お願いいたします。
- 北村地区調査会長 　中部地区の北村でございます。6番、7番とも、許可条件に適合しており、問題ないというふうに判断いたしております。以上です。
- 議 長 　続きまして、南部地区調査会長から、8番、9番、お願いいたします。
- 村田地区調査会長 　南部地区調査会の村田です。よろしくお願いいたします。8番、9番ですが、地区調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たしているため、問題ないと判断しました。以上です。
- 議 長 　続きまして、東部地区調査会長から、10番から16番、お願いいたします。
- 北村地区調査会長 　東部地区の北村です。10番から16番の案件であります、大体が高齢で亡くなられて、娘さんが継いだけれども、農業はできないということで、託したいこととか、あと、県外に出ており、全然農業ができないということで、その土地を貸借や、所有権移転でやるというようなことであります。そういう部分の大きな理由がありまして、調査会の中でも検討した結果、許可条件と適合しておりまして、問題ないということで判断させていただきました。
- 議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について発言のある方は、挙手してお願いいたします。いかがでしょうか。ありませんか。
- 【質疑なし】
- 議 長 　意見がないようですので、採決に入ります。議案第205号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 　全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第205号は原

案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 206 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼
事務局長補佐

議案第 206 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案の 7 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。全て貸駐車場を設置する転用案件になります。内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし立地条件等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達いたしました農地法第 4 条の 3 件の案件は、この後の報告第 93 号の取り下げの案件を除いて許可済みとなっておりますので、ご報告させていただきます。以上になりますが、よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件について、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。中部地区調査会長から、1 番から 3 番、お願いします。

北村地区調査会長

中部地区の北村でございます。今回は中部のみということでありまして、いずれも、1 番から 3 番、地元の大きな企業の駐車場として貸していたものなのですが、その地主が契約期間満了で更新はしないということになりまして、近隣地区で新しい駐車場が必要になったということで、発生をいたしました。いずれも周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれがないというふうに判断いたしまして、調査会では許可相当と考えました。以上になります。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。ご意見いかがですか。特にありませんか。

【質疑なし】

議 長

意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 206 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございました。全員、賛成でございますので、議案第 206 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 207 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお

願いいたします。

竹下主幹兼
事務局長補佐

議案第207号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案の9ページをご覧ください。番号1番から10ページの7番までの7件でございます。1番は倉庫兼駐車場を設置する転用案件です。2番は自己用住宅を建築する転用案件です。3番は雨水幹線工事に伴い仮設通路を設置し、一時使用するもので、許可日から7カ月間の一時転用案件でございます。10ページをご覧ください。4番は自己用住宅を建築する転用案件です。5番は農家住宅を建築する転用案件です。6番は自己用住宅を建築する転用案件です。最後、7番はレクリエーション施設及び休憩所を設置する転用案件でございます。なお、番号2番、4番、6番は、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となります。開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。以上、説明申し上げた申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達いたしました農地法第5条の8件の案件について、7件は許可済みとなっておりますが、開発許可の必要な1件について許可証がまだ届いておりませんが、許可は間違いのないものと考えております。以上になりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議

長 それでは、ただ今、事務局から説明がありましたが、1番から7番について、各地区の調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。始めに、西部地区調査会長から1番、お願いします。

岡村地区調査会長

西部地区調査会の岡村でございます。よろしくお願い申し上げます。1番でございますけども、倉庫兼駐車場の設置転用の案件でございます。調査会で検討しました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議

長 続きまして、中部地区調査会長から2番から6番、お願いします。

北村地区調査会長

中部調査会ですけども、2番から6番の5件ありますが、このうちの4件が農家住宅を含むということでもあります。1件が公共事業のための一時転用でありまして、いずれも、周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれがないというふうに判断いたしました。許可相当と判断いたしております。

議

長 続きまして、南部地区調査会長から7番、お願いいたします。

- 村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。7番、有償の所有権移転です。レクリエーション施設、それから、休息所、また、家庭菜園の設置案件ということで、調査会で検討した結果、許可要件に適合し、周りの農地にも影響はないと判断しました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ご意見ありませんか。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第207号について、許可相当とすることに賛成の方、挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員、賛成でございますので、議案第207号は全て許可相当と決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議案第208号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。
- 豊田主査 お疲れさまです。農業政策課の豊田です。議案第208号 農振除外等に係る意見聴取につきまして、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。
- 豊田主査 それでは、右上に別冊と書いてあります資料の1ページをご覧ください。今回、農業振興整備計画の変更は軽微変更1件になります。資料の2ページをご覧ください。軽微変更番号1です。事業計画者及び土地所有者の●●さんは、空き家と一緒に付随する農地を購入しましたが、農地には既に農業用倉庫1棟が建設されており、これも引き続き利用するため、今回、申し出するものであり、追認となります。申出地は、長野市富田●●他1筆。地目は畑です。軽微変更面積、179.33㎡。土地改良区の受益地ではございません。土地改良事業の実施もございません。農地法は農用地区域内農地で2アール未満の農業用施設でございます。届出により見込みあり。開発許可は、都市計画区域外のため許可不要となっております。
- 豊田主査 除外5要件でございます。①から④までは条件を満たしていることを確認しております。⑤につきましては、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等完了から8年経過の条件を満たす必要がないため、要件から除いております。
- 豊田主査 続きまして、内容説明です。事業計画者は空き家と一緒に付随する農地を購入し、野菜等を栽培する計画でございます。既に農業用倉庫が建設されており、農機具や農業用資材を保管す

るための倉庫としまして、引き続き利用したいということでございます。なお、元所有者は農用区域の軽微変更が必要という認識がございまして、今回あらためて申し出するものでございます。資料3ページには位置図、4ページに配置図、5ページには立面図、6、7ページにございましては現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、案件について、地区調査会長からの補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。西部地区調査会長から1番、お願いします。

岡村地区調査会長 　西部調査会の岡村でございます。今、説明ありましたように、除外4要件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 　ありがとうございます。これより審議に入ります。ただ今の、農業政策課からの説明並びに西部地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。はい、中島委員。

中 島 委 員 　今、説明いただきましたが、この写真では、どれが物件なんですか？

議 長 　それでは、農業政策課さん、説明をお願いします。

豊 田 主 査 　ありがとうございます。資料6ページにおきましては、現況写真の真ん中にある白いプレハブの小屋になります。下の写真の図は、入り口からの写真で、正面には住宅がございましてけれども、こちらまでの沿道から右手に下りていくと、先ほどの上の写真の、白い小屋にたどり着くわけです。ここを一帯としまして、申請の土地とさせていただきます。分かりづらくて申し訳ございません。

中 島 委 員 　この7ページの、これは何だろう？

豊 田 主 査 　7ページの下の写真ですが、倉庫の中が見えるように写真を撮らせていただいたものです。

中 島 委 員 　説明書き等あれば、分かりやすいと思います。

豊 田 主 査 　すみません。ありがとうございます。

議 長 　農業政策課さん、もう少し丁寧に資料作成をお願いします。

豊 田 主 査 　反映させていただきます。

議 長 　他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、他に意見がないようですので、採決に入らせていただきます。議案第208号の軽微変更案件について、用途区分の変更ということが相当と決することに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 208 号は用途区分変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。

続きまして、議案第 209 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 議案第 209 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本事務局 長 補佐 冊の資料 11 ページをご覧ください。番号 1 番から 15 ページの 93 番までございます。非農地決定でございますが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者からの非農地通知交付申請書により総会で非農地決定をお願いするものでございます。15 ページの表の下に集計が載っております。今月ご決定いただくものは、山林が 6 筆で面積が 2,624 m²、原野が 87 筆で面積は 30,300.13 m²です。合わせて 93 筆、32,924.13 m²でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより審議に入ります。発言のある方は、挙手をお願いいたします。

北村地区調査会長 すみません。よろしいでしょうか。

議 長 北村さん、どうぞ。

北村地区調査会長 すみません。非農地決定の松代町西寺尾という部分が結構、何ページかあるので、これについて説明させていただきます。台風 19 号で、河川敷の中ですけれども、土が全部流されて、1.4 ヘクタールぐらい穴になってしまいました。深い所で 2 メートルぐらいの穴になっており、まず最初に、農地として再度できないかということで依頼し、土を入れられないかお願いしたのですが、最終的に河川敷の中の土を入れないと駄目だということになりましたが、47,000 m²要るので、とても対応できないということで諦めました。それで今度は、その土地がへこんでいるけど、農地として、まだ扱えるのではないかとということで、中間機構のほうに借りてもらえないかお願いしたところ、土地をよく調べたら、30 センチ下の所で砂利が出てくるような所もあり、そういうような土地については貸せられないというようなことで、農地としてはもう使えないということになりました。最終的にどうするかということで、地権者等と話し合った中で、農地としては使えないということで、原野にして少しでも税金を減らそうということで、今回の申請に至りました。以上です。

議 長 ご説明いただきまして、ありがとうございます。よく経過も分かりましたし、非農地への変更やむなしということで説明

いただきました。他、ご意見、質問ございますか。よろしいですかね。ないようでございますので、採決に入ります。議案第209号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしましたので、議案第209号は原案のとおり決定しました。

続きまして、報告第93号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局長補佐 報告第93号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて、ご説明をいたします。資料は本冊の17ページになります。本件につきましては、申請者、長野市川中島町今井原●●の学校法人●●さんで、土地は川中島町上氷鉦長峰●●、地目が畑で、面積が40㎡でございます。転用目的が認定こども園ということで、理由欄に記載のとおり、本年11月30日開催の第22回総会において、許可相当と議決をいただき、県へ進達したものでございます。今回、申請者からの取り下げ願いが提出されたものでございます。なお、本土地については、以前から保育園用地として使用していたものであり、農地としての申請が不要であったためということでございます。報告について、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局から説明がありました。11月30日開催の総会での内容を取り下げるということでございますけども、ご質問ございますか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議長 長 それでは、ないようでございますので報告事項でございますので、ご了解いただきたいと思います。

続きまして、報告第94号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第95号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について及び報告第96号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出についての3件について、事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 報告第94号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ご報告申し上げます。議案の19ページをご覧ください。番号60番から20ページの65番までの6件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4条の転用届となり、自己転用、農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも、市街化区域内の農

地の届出で、内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 95 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、ご報告申し上げます。21 ページをご覧ください。番号 125 番から 26 ページの 145 番までの 21 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等、特に問題はなく、事務局長専決により処理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 96 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。議案の 27 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、報告案件の 3 件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 94 号、第 95 号及び第 96 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。ないですか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 質問はないようでございますので、報告案件でございますので、ご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、その他農業委員会業務に係る事項について審議いたします。議案第 204 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。本件につきましては、先月からの継続案件でありまして、今月の各地区調査会で事務局から説明をいただきました。まず、事務局から各地区調査会での意見と検討状況を含めて、議案の説明をお願いいたします。事務局、お願いします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。お手元にお配りしてあります総会資料、議案第 204 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、こちらご覧いただきたいと思っております。まず、前書きの所になりますが、若干、接続詞とか、言い回しを分かりやすい形で、太字で修正してございます。それから次に、1 ページの、遊休農地の発生防止、解消についての所がありますが、この前

文の所で若干、言い回し変えてあります。そして、施策提言の①番、こちらにつきまして、今回、項目分け、二つに分けてございます。以前にお示したものは一項目でしたが、二つの要望事項があるということで、分かりやすく項目分けした方が良いのではないかという意見いただきまして、アとイに分けまして、さらに、言い回しや文言について修正してございます。それから、②番の有害鳥獣対策は、おおまかな内容は変わっていないんですが、言い回し若干修正しました。それから、③番の自然災害対策、共済制度及び収入保険制度への加入支援等ということで書いてあったのですが、意見いただきまして、共済制度の果樹共済については、長野市で手厚く支援されており、収入保険の支援が足りない中、さらに加入の促進強化、その点を強く言った方が良いということで、修正しました。

次に2ページになりますが、前文の所で、機械化というのは、大型機械の利用ができないという点で、言い回しを変えまして、②番の項目、農業労働力の安定確保と人材育成という所ですが、非農家であるが時間が空いてるときなら農作業してみたいという、その辺の言い回しがくどいという意見もあり、もう少し分かりやすい言葉に修正してあります。

それから、③番、原油価格高騰に対する支援、2月に意見書を提出予定ですが、今後の原油価格の高騰の状況の先が見えない中で、載せるか載せないかという意見もあったのですが、市民生活での灯油の支援制度はやっているそうなんです、農業者の方には支援がなかなか回ってこない状況とのことで、載せておいた方が良いとの意見いただいております。

最後、3ページの所は、特段、修正はしてありませんが、②番の所で空き家等の住居について情報提供できる体制の整備ということ言っているんですが、委員が地元から聞いた中では、空き家の水回りが傷んでいて空き家バンクに登録できなかったとの話もあったことから、改修の補助とかがあれば良いのではないか、そんな意見ありました。実際、空き家バンクを担当している人口増進課に確認したら、空き家バンクの登録は、申請さえすれば誰でもできるが、不動産鑑定士と担当者で現地を見にいったら、あまりにも状況がひどいものは載せられないので、お断りする場合があるとのこと。ただ、基本、申請いただければ、登録は可能とのことでした。それから、住宅の改修の支援についても補助金ありました。ただ、市外から転入した方が対象でして、水回りとか改修したいとのことであれば、上限100万円まで補助金が出るそうです。

意見書につきましては以上になりまして、今回、細かい部分

で言い回しをもう少し分かりやすくということで、役員さんにご協力いただき、文言等修正いたしました。最終的には来月の役員会で、最終確認をいただきまして、1月の総会で修正版を皆さまに確認いただき、意見書を決定したいと事務局では考えております。よろしくをお願いします。

議 長 　ただ今、意見書につきまして、事務局のほうから各地区調査会の意見を反映しての修正版をご提示いただきましたけども、各地区調査会長のほうで、事務局から説明のあった内容以外も含めて、ご意見ございましたら、お願いしたい、調査会長、いかがでしょうか。委員も含めて、全体の中でいかがでしょうか。調査会で各委員のご意見も承りましたし、いいですかね。あと、先ほど事務局、申し上げましたように、正直言って細かい文言については、もうちょっと、いじらなきゃいけないなと私自身、感じていますので、これについては、また役員会で最終的に確認をして、来月の総会で最終決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 　分かりました。皆さん方の同意を得たということで、あらためて来月、この協議をさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、議案第210号 長野市国民健康保険運営協議会議員候補の推薦についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。議案第210号 長野市国民健康保険運営協議会委員候補者推薦について、こちらをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、国民健康保険課から令和4年3月末をもって、現委員の任期が満了するというので、農業委員会から引き続き、委員を推薦してほしいという依頼がございました。2番に運営協議会の概要を載せてございますが、国民健康保険の運営に関して、必要な調査、審議、さらに市長への意見、答申を行う諮問機関ということになりまして、農業委員会からは、公益代表として現在選出されておりまして、北村中部地区調査会長に出ている状況です。事務局としましては、令和5年に農業委員会の改選がございしますが、その改選までの間、引き続き、北村守中部地区調査会長に委員をお願いできればと考えております。事務局から以上になります。よろしくをお願いします。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。これより審議に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。いいですね。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第

210号について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員が賛成、確認いたしました。よって、第210号は原案のとおり決定いたしました。北村守調査会長、また1年間、よろしく申し上げます。

以上で、本日、予定をいたしました議事が全て終了いたしました。その他で、皆さまがたのほうから何かご意見ございますか。いいですかね。それでは、私の議長の役目、全て終わりましたので、これにて退任させていただきます。ありがとうございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。議長の役大変お疲れさまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。では次に、8の、その他に移ります。本日、議事を通して、全体の中で委員の皆様からご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

酒井委員 私は昨年12月、本会議は欠席をしたわけですが、おかげさまをもちまして、元気で1年過ごさせていただきまして、あらためて、お礼を申し上げたいと思います。特に今年は西部地区の中で、小田切地区の視察もさせていただきまして、皆さまがたに現状を見ていただいたわけですがけれども、その報告を若干させていただきたいと思います。私たちは市民菜園を中心に運営をしてきたわけでございますけれども、その市民菜園が100パーセント利用されているわけではなくて、第1市民菜園では21区画中16区画、それから第2市民菜園では18区画中15区画というような利用ですけれども、今年の秋になりまして、第2市民菜園では1人1区画、利用者が増えまして、そういう状況になりました。第1市民菜園で行いました枝豆の販売状況なのですけれども、JAに出荷をし、253.5キロでございまして、売上金額がなんと66,121円でございます。ここに非常にありがたいのは、農業委員会の皆さまのお力添えもあって行っております奨励金でございまして、253キロに対して100円の奨励金が付きますので、これは合わせて91,471円の収入になるということでございます。

次に、この枝豆の後の野沢菜の栽培で、野沢菜ツアーを行ったわけなのですけれども、自採り、それから、こちらで収穫済みのものを合わせて、612キロ、販売金額が非常に安くて45,250円だったということでございます。これではもったいないということで、JAに出荷をいたしまして、JAには296キロ、合わせて908キロの販売がございました。JAは296キロで24,800円、これは15パーセントの手数料、それから、ラベル代を引いた全

収入でございますが。合わせて野沢菜ツアーにつきましては、908キロを販売して70,050円になったというのが市民菜園の状況でございます。これ、赤字でございます、どうやってこの赤字を補填していくかというので、待ったなしで法人市民税、長野市の50,000円、それから、県が40,000円ということで、納めなくちゃいけないということで、頭を抱えているという状況でございます。

それから、長沼の皆さんに対する支援活動につきましては、長沼の自治会の皆さん、自治協の皆さん、率先して今年はお越しをいただきまして、一緒に共同作業をさせていただきました。約600キロは収穫されてお持ちになって、来た方が非常に誠意のある方たちで私たちだったら捨ててくださいよというような小さいものも、皆さまが本気になって作った物ですから、いただいていきますと、本当にきれいに持っていただきました。昨年も非常によくしていただいたのですが、そんな状況で喜んでいただいたということをご報告申し上げたいと思います。

曾根会長代理
岡村地区調査会長
曾根会長代理
岡村地区調査会長

ありがとうございました。他に。

いいですか。

はい。

私、西部調査会の岡村でございます。今、酒井さんからお話ありましたけども、去年、西部地区で視察をさせていただいたときに、皆さんご存じだと思いますが、小市の地下壕も視察をさせていただきました。それで、そのときは、非常に高い所から入り口が崩落しておりまして、高い位置から中を覗き込んだ感じであったわけですが、いろいろ見学会等々、開いている中で、皆さん目線を同じにさせていただきたいということで、入り口、約1m80から2m崩落していたのですが、土砂を撤去いたしました。それで、その折に、上に松ヶ丘小学校があるのですけれども、この5年生が、週1の体験学習、校外学習もいいじゃないかということで、ざるを持ってきて、約100杯分、小学生が手で撤去させていただきました。それで、今かなりきれいになっておりまして、扉も付けたり、改良をさせていただきました。そこに、もう一つ史料館を設置いたしまして、今50点ぐらい展示してございます。すぐ近くの空き家の民家を改修いたしまして、かなりの物が入っております。これは皆さん、ご承知だと思いますが、松代と違いまして、海軍が直接掘った壕でございます、現在、幅3m20ぐらい、高さ2m50ぐらいで、長さが18mから20mあります。その奥は崩落しまして、その中には入れませんが、その奥も、通算でトータルでは

100m掘ったようでございます。これを6月から掘りまして、8月の15日まで、終戦には終わったわけでございます。ということで、1カ月半かからずのうちに100メートルを自らの手で掘ったものです。そういうものでございますので、来月から日曜日の、第2日曜日と第4日曜日の、午前9時から12時半までオープンさせていただきたいと思っておりますので、ぜひご覧いただければと思います。以上でございます。PRで申し訳ございませんけど、よろしく願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。他によろしいですか。なければ、事務局から今後の日程説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 それでは、お手元の次第ご覧いただきたいと思いますが、次第の下に、今後の日程ということですが、次回、第23回総会になりますが、年が明けまして、1月31日の月曜日午後1時半から午後3時までを予定しております。場所につきましては、こちらの203会議室になります。それから、裏面をご覧いただきたいと思いますが、上段に、1月の地区調査会の予定、それから、3番の今後の会議等一覧ということで載せてございまして、局長の挨拶にもありましたが、1月、だいぶ研修会立て込んでおります。1月20日に長野地区農業委員会シンポジウム、こちら、東部文化ホールでありまして、また、その翌週、28日の金曜日、第2回合同研修会ということで予定しております。それから、2月18日は農政懇談会ということで、市長との懇談、予定しておりまして、だいぶ研修重なってきておりまして、コロナウイルスの関係でも心配はされますが、また状況を見ながら、開催をしていきたいと考えています。事務局から以上でございます。よろしく願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。以上をもちまして、第23回の総会を終了といたします。長時間ありがとうございました。